

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、さぬき市の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ほ場整理事業）白羽地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成22年12月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成22年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造